

山口県報

平成22年
6月18日
(金曜日)

目 次

規則	職員勤務時間及び休憩時間に関する規則の一部を改正する規則(人事課)……………	一
現業職員勤務時間に関する規則の一部を改正する規則(人事課)……………	二	二
教委規則	山口県教育委員会事務局等職員の勤務時間及び休憩時間に関する規則の一部を改正する規則……………	二
教育委員会が任命する現業職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則……………	二	二
人委規則	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則……………	二
職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則……………	二	二
学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………	三	三
公安委規則	傍受令状を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則……………	三
企業管理規程	山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程……………	三
企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する管理規程……………	四	四



職員の子供の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十二年六月十八日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第三十三号

職員の子供の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則の施行期日を定める規則
職員の子供の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則(平成二十二年山口県規則第十号)の施行期日は、平成二十二年六月三十日とする。

職員の勤務時間及び休憩時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年六月十八日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第三十四号

職員の勤務時間及び休憩時間に関する規則の一部を改正する規則
職員の勤務時間及び休憩時間に関する規則(昭和二十八年山口県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。
第五条中「(第一号及び第二号に掲げる職員にあつては、職員の配偶者で第一号又は第二号に規定する子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。)」を削る。

附 則

この規則は、平成二十二年六月三十日から施行する。

現業職員の子供の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年六月十八日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第三十五号

現業職員の子供の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則
現業職員の子供の育児休業等に関する規則(平成四年山口県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号を削る。
第十条後段を削る。

附 則
この規則は、平成二十二年六月三十日から施行する。



山口県教育委員会事務局等職員の勤務時間及び休憩時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年六月十八日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第十号

山口県教育委員会事務局等職員の勤務時間及び休憩時間に関する規則の一部を改正する規則

山口県教育委員会事務局等職員の勤務時間及び休憩時間に関する規則（昭和三十六年山口県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第五条中、「第一号及び第二号に掲げる職員にあつては、職員の配偶者で第一号又は第二号に規定する子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。」を削る。

附 則

この規則は、平成二十二年六月三十日から施行する。

教育委員会が任命する現業職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年六月十八日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第十一号

教育委員会が任命する現業職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則
教育委員会が任命する現業職員の育児休業等に関する規則（平成四年山口県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。
第五条第一項第四号を削る。
第十条後段を削る。

附 則
この規則は、平成二十二年六月三十日から施行する。



職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年六月十八日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成七年山口県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第八号の三中「含む」の下に「。以下この号において同じ」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「世話」の下に「又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会が定めるその子の世話」を、「五日」の下に「（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあつては、十日）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

八の四 条例第十五条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この号において「要介護者」という。）の介護その他の人事委員会が定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合、一年において五日（要介護者が二人以上の場合にあつては、十日）の範囲内の期間

附 則

この規則は、平成二十二年六月三十日から施行する。

平成二十二年六月十八日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十一号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成四年山口県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号を削る。

第十一条後段を削る。

附則

この規則は、平成二十二年六月三十日から施行する。

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年六月十八日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十二号

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成七年山口県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第八号の三中「含む」の下に「。以下この号において同じ」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「世話」の下に「又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会が定めるその子の世話」を、「五日」の下に「（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあつては、十日）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

八の四 条例第十五条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この号において「要介護者」という。）の介護その他の人事委員会が定める世話を行う学校職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合
一の年において五日（要介護者が二人以上の場合にあつては、十日）の範囲内の期間

附則

この規則は、平成二十二年六月三十日から施行する。



傍受令状を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年六月十八日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第七号

傍受令状を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則

傍受令状を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成十二年山口県公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第一号中「生活安全部、」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県企業管理規程第十号

山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十二年六月十八日

山口県公営企業管理者 児玉 啓一

山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局職員就業規程（昭和四十年山口県企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第十条第八号の三中「含む」の下に「。以下この号において同じ」を加え、「又は」を「若しくは」に、「を行う」を「又は疾病の予防を図るために必要なものとして予防接種又は健康診断を受けさせる」に改め、「五日」の下に「（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあつては、十日）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

八の四 第十一条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この号に

において「要介護者」という。）の介護その他の次に掲げる世話を行う職員が、当該

世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において五

日（要介護者が二人以上の場合にあつては、十日）の範囲内の期間

イ 要介護者の介護

ロ 要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必

要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話

附 則

この管理規程は、平成二十二年六月三十日から施行する。

山口県企業管理規程第十一号

企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十二年六月十八日

山口県公営企業管理者 児 玉 啓 一

企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する管理規程

企業職員の育児休業等に関する規程（平成四年山口県企業管理規程第一号）の一部を

次のように改正する。

第五条第一項第四号を削る。

第十条後段を削る。

附 則

この管理規程は、平成二十二年六月三十日から施行する。